

## (1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成20年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(建築の規模の引下げ)	(建築の規模の引下げ)

#### 第14条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号（学校に適用する場合に限る。）及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。）に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。

#### 第14条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物の建築に対する令第11条から第23条まで（令第14条第1項第1号及び第2号並びに令第18条第2項第2号（建築物の主たる出入口に適用する場合に限る。）及び第5号を除く。）に定める基準及び第16条から第23条まで（第17条第2項第2号及び第3項第3号並びに第19条第1号並びに第2号イ及びウを除く。）に定める基準の適用に当たっては、法第14条第3項の条例で定める特別特定建築物の建築の規模は、同表の右欄に定める面積とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。